

周南市障害者計画（第5期）
【令和6（2024）年度～令和11（2029）年度】（素案）

パブリック・コメントの結果について

周 南 市

周南市障害者計画(第5期)の策定にかかるパブリック・コメントの意見及び市の考え方

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
1	1	第1章-5 「計画の推進体制と進行管理」	「5 計画の推進体制と進行管理」で、計画の推進主体は記述ありますが、「計画の進捗状況の把握」「適切な進行管理」「計画的な施策の推進」の実施時期、特に把握時期(毎月か四半期毎か半年毎か年度毎か)が不明です。記述追加が必須と考えます。前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。期間6年間の計画、状況把握によって、場合によっては計画の修正が必要と思うのですがその様な記述がありません。この様な「計画(素案)」で問題無いか御確認宜しく御願い致します。	・「計画の進捗状況の把握」は毎年度ごとに実施し、「適切な進行管理」「計画的な施策の推進」を図ることとしています。ご意見を踏まえ、第1章-5にその旨を追記しました。
2	2	第2章-1 「障害者手帳所持者数の推移」	P2-「1 障害者手帳所持者数の推移」 「障害者手帳の所持者数は、市の人口の約5.3%です」との記述ありますが、最も注視すべきは「障害者手帳の所持者数/市人口の推移」(人口減の中、障害者手帳の所持者の比率がどうなっているか)ではないでしょうか。資料/図示の追加が必須と考えます。前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。	・「障害者手帳の所持者数/市人口の推移」については、第2章-1 図1の表に所持率を示しています。ご意見を踏まえ、所持率の推移や傾向について、第2章-1の本文に追記しました。
3	3 ~ 5	第2章-2 「身体障害者の状況」	「2 身体障害者の状況」 こちら「1」と同様、最も注視すべきは「身体障害者手帳の所持者数/市人口の推移」(人口減の中、身体障害者手帳の所持者の比率がどうなっているか)ではないでしょうか。少なくとも年代区分での割合推移の資料/図示の追加が必須と考えます。前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。	・ご意見を踏まえ、第2章-2 身体障害者の状況について、図2の表に「市の人口」「所持率」を追加しました。

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
4	6 ～ 7	第2章-3 「知的障害者の状況」	「2」と同様です。 「人数」だけではなく「人口比」明示が必須と考えます。 前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。	・ご意見を踏まえ、第2章-3 知的障害者の状況について、図5の表に「市の人口」「所持率」を追加しました。
5	8 ～ 9	第2章-4 「精神障害者の状況」	「2」と同様です。 「人数」だけではなく「人口比」明示が必須と考えます。 前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。	・ご意見を踏まえ、第2章-4 精神障害者の状況について、図7の表に「市の人口」「所持率」を追加しました。
6	10	第2章-5 「障害の重複の状況」	「5 障害の重複の状況」 「これらの重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は7,140人で、市の人口の約5.2%となっています。」とのことですが、「重複を除いた障害者手帳所持者の実人数/市人口の推移」の明示が必須と考えます。	・第2章-5 障害の重複の状況については、直近の令和5年4月1日時点の手帳所持者を対象に、各障害の重複状況を図表で掲載しています。紙面に限りがあることから、各計画年度における所持率は割愛させていただきましたので、ご了承ください。
7	12	第3章-1 「前計画の総括」	「第3章 施前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。策の基本目標と基本原則」にて 「1 前計画の総括」の記述ありますが、前計画期間「～ 令和5(2023)年度」との事でまだ完了しておらず、行政として総括完了していない、と思われます。そのような中、前計画の結果が当「計画(素案)」に反映されている/今後反映するのか不明確と感じます。 前述内容明示を宜しく御願ひ致します。 前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。	・ご意見を踏まえ、第3章-1の頭書に「※令和5(2023)年12月末現在の状況に基づき作成」の一文を追記しました。

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
8	13	第3章-2 「基本目標」	<p>「2 基本目標」にあります、「障害のある人もない人も、お互いのことを大切に、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」ですが、市行政として、障害その他云々関係なく、「市民みんな、お互いのことを大切に、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」を目指す施策の作成・実施を宜しく御願ひ致します。</p> <p>前述内容達成のため、市行政の部署を越えた対応を宜しく御願ひ致します。</p> <p>当該案件、対象者が全市民ではない事から、どの様に市民全体に広報を行うのが重要、と思うのですが、「計画(素案)」文面を「広報」で検索したところ殆ど記述がありませんでした。市広報紙に限らず、あらゆる手段を用いて、当該施策について随時全市民・各種団体(特に企業)への広報を行う旨「計画(素案)」に明示の上、実行して行く様宜しく御願ひ致します</p> <p>前述内容明示の「計画(素案)」作成、市民意見募集が必須と考えます。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、第3章-2に「市広報をはじめとした様々な機会を通じて、障害についての正しい理解の促進を図る」旨を追記しました。</p>
9	15 ~	第4章 「分野別施策」	<p>P15-「第4章 分野別施策」</p> <p>専門的内容であり一市民が短期間で内容把握・意見提示は困難、と判断致しました。専門家・関係者に再度内容確認依頼の上、「計画(素案)」最終決定されます様宜しく御願ひ致します。</p>	—

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
10	15	<p style="text-align: center;">第4章－1－(1)</p> <p>「権利擁護の推進、虐待の防止」</p>	<p>15ページ 第4章 分野別施策の1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止の「現状・課題」</p> <p>■ 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な障害者の相談に応じて、成年後見制度*の適切な利用を勧めています。また、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見人の申し立てをする者がいない場合には、市長による申し立てをしています。</p> <p>1.周南市では、後見人報酬の助成制度はあるものの、家庭裁判所への審判申立費用助成制度はないようです。</p> <p>市長申し立ての条件には収らないが、経済的に苦しくて家庭裁判所への審判申立が困難な方々には助成制度が必要ではないでしょうか。</p>	<p>・今後、制度の必要性をはじめ、取組み方や方法について協議をする際に、貴重なご意見として承ります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
11	15	<p>第4章-1-(1)</p> <p>「権利擁護の推進、虐待の防止」</p>	<p>■ 成年後見制度*の利用が必要な人が増えているものの、成年後見制度*が十分に認知されておらず、利用が進んでいない状況にあります。</p> <p>2.制度が認知されていないならPRをするしかないのでは。周南市成年後見支援センターや地域福祉課、障害者支援課、高齢者支援課などの関係者の皆さんでPRのための寸劇を行なってケーブルテレビで半月放映するのも一つの方法でしょうか。</p> <p>以前、高齢者支援でACP(人生会議)のPRチューブを周南市とひたちなか市のものを視ることがありました。ひたちなか市のは地元の高校の演劇部の皆さんの出演によるものでした。暗くなりやすい内容なのですが、ACPの基本的なことがわかりやすい内容で、明るくまとまてありました。高校の演劇部の出演なので、クラスメイトや先生方、出演者やクラスメイトの家族などが視聴してくれていたと思います。ACPを認知していない世代の方々にPRできたのでは、とも思いました。</p> <p>やるとなると、いろいろ準備が大変ですが、周南市でも、高校の演劇部の皆さんのご理解とご協力が得られれば、一度やってみるのも良いかと感じました。</p>	<p>・貴重なご意見として承ります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
12	16	<p>第4章－1－(1)</p> <p>「権利擁護の推進、虐待の防止」</p>	<p>3.16ページの「○ 判断能力に不安がある人の権利を擁護するため、周南市社会福祉協議会が法人として成年後見となり、支援活動を行います。」</p> <p>社会福祉協議会では、成年後見制度に関する、もやいネット地区ステーション、日常生活支援事業、成年後見支援センターによる成年後見に関する相談や広報啓発、法人としての成年後見も行なわれています。大変すばらしいことです。これから、ますますご活躍いただけると幸甚に存じます。</p>	—
13	17	<p>第4章－2－(1)</p> <p>「住宅の確保」</p>	<p>17ページ 2 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>(1)住宅の確保 の現状・課題の</p> <p>■ 施設に入所または精神科病院に入院している障害者が、希望する地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。</p> <p>4.「地域での安定した生活の継続を支援する体制」は具体的には、どういう体制が組みれているのでしょうか。</p> <p>5.「地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実」とは、具体的には、どのようにされるのですか。</p>	<p>・例えば在宅生活を送るうえで困りごとやニーズがある場合は、障害者相談支援事業所の相談支援専門員によるサービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて、利用者と一緒に計画を立て病院等とも連携を図りながら支援を行っております。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
14	17	第4章-2-(1) 「住宅の確保」	<p>■ 施設に入所または精神科病院に入院している障害者の地域生活を支援するためには、住まいの確保と居住支援の充実を図る必要があります。</p> <p>6.「住まいの確保と居住支援の充実」とは、具体的には、どのようにされているのでしょうか。</p> <p>今後の取組</p> <p>○ 障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、日中活動の場を提供する事業所やグループホーム*の整備を促進します。</p>	<p>・社会福祉法人等に対して、グループホームの必要性について説明を行うなど、整備に向けた取組を行います。</p>
15	17	第4章-2-(1) 「住宅の確保」	<p>○ 地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備*と合わせて、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築を推進します。</p> <p>8.「地域生活支援拠点等」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が具体的にイメージできません。</p> <p>山口県、福岡県、広島県、島根県あたりで、先進施設のようなところがあれば、お教えてください。</p>	<p>・ご意見をいただいた、近県における先進施設については、現状把握しておりません。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
16	19	<p style="text-align: center;">第4章-3-(2) 「意思疎通支援の充実」</p>	<p>3 情報アクセシビリティの向上及び意思第4章 分野別施策 20ページの1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止疎通支援の充実 9.(2)意思疎通支援の充実の「現状・課題」の「手話を指導する講師の養成が喫緊の課題となっています。」の具体的な現状とそれに対する対応策をお教えてください。</p>	<p>・安定した意思疎通支援者の確保については、手話通訳者の養成が必要となります。それを担う指導的立場の講師養成が求められます。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
17	19	<p style="text-align: center;">第4章－3－(2) 「意思疎通支援の充実」</p>	<p>今後の取組 ○「手話はいのち！周南市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの理解を深め、手話が必要とする聴覚障害者が手話で生活できる地域社会の実現に向けた取組を進めます。 10.手話には、「日本手話」と「日本語対应手話」があると言われています。私は、ろう者の方が日本で生活していく上では、日本語の読み書きが必要と考えています。 そうすると、「日本語対应手話」の方がよいのかな、聴こえる家族がろう児・者とコミュニケーション取りやすいのは、「日本語対应手話」なのでは、などと思っていますが、日本手話には、ろう者の皆様が長い間の厳しい時代のなかで、使われ続けた歴史があります。「手話はいのち！周南市手話言語条例」の手話とは、「日本手話」なのでしょうか、それとも「日本語対应手話」なのでしょうか。また、その理由もお教え下さい。</p>	<p>全日本ろうあ連盟の公式ホームページで「手話言語に関する見解」が示されています。以下、一部引用します。</p> <p>3.「日本手話」と「日本語対应手話」 手話への認知が広がるにつれ、近年、手話を「日本手話」、「日本語対应手話」と分ける考え方を提唱する動きが随所でみられるようになりました。手話を言語として位置付け使用していくためには言語学的な研究の確立が急務です。同時に忘れてはならないことは、私たちろう者や聞こえにくい人には、聴力を失った年齢、生まれ育った環境、手話を獲得・習得した年齢など、実に様々な背景があることです。子どもの頃から手話でコミュニケーションのとれる環境(ろう学校や家庭など)にいた人もいれば、中学校や高校、大学、もしくは成人してからろう者の仲間や手話に出会い、手話を学び、手話を身につけた人もいます。 (中略) 大切なことは、「手話」が私たちろう者が自らの道を切り拓いてきた「生きる力」そのものであり、「命」であることです。その手話を「日本手話」、「日本語対应手話」と分け、そのことにより聞こえない人や聞こえにくい人、手話通訳者を含めた聞こえる人を分け隔てることがあってはなりません。手話を第一言語として生活しているろう者、手話を獲得・習得しようとしている聞こえない人や聞こえにくい人、手話を使う聞こえる人など、それぞれが使う手話は様々ですが、まず、それら全てが手話であり、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることを共通理解としていきましょう。</p> <p>上記の見解にもあるように、使用する手話で区別することは適切ではないという理由から、「手話はいのち！周南市手話言語条例」においては、「日本手話」「日本語対应手話」を含めたすべてを「手話言語」として定義しています。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
18	20	第4章-3-(2) 「意思疎通支援の充実」	11.(2)意思疎通支援の充実の「今後の取組」に5点ほど記載されていますが、次に転記した鳥取県の情報コミュニケーション条例「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例第15条」のような記載のある「情報コミュニケーション条例」を制定されるなり、周南市障害者計画(第5期)に記載するなり、できないものでしょうか。	・現時点で「情報コミュニケーション条例」制定する予定はございませんが、必要に応じて関係課と連携を取り検討してまいりたいと思います。
19	20	第4章-3-(2) 「意思疎通支援の充実」	第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実 12.「身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の健全な発達を支援します。」とあるように軽度・中等度難聴児への支援は行なわれています。 18歳以上の軽度・中等度難聴者の補聴器購入について、全国市長会は、令和5年度に実施した国に対する提言の中で、加齢性難聴者等の軽度・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設について積極的な措置を講じることを求めています。このような状況を理解されたのか、お隣の岩国市では、国に先んじて「令和6年度より障害者手帳の交付とならない軽度・中等度難聴者の補聴器購入費助成事業が実施される予定」と聴いております。軽度・中等度難聴者の補聴器の使用はQOLの向上に大変効果的であるばかりでなく、社会参加の促進・認知症予防の観点からも重要と言われています。 周南市でも実施できないでしょうか。	・本市では、身体障害者手帳をお持ちの方に対して、失われた身体機能を補完または代替するために補装具としての補聴器の交付、貸与又は修理を行っています。また、身体障害者手帳の交付の対象とはならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児に対して、言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入や修理などに要する経費の一部を助成しています。この補装具の交付対象の拡大については、他市における導入状況や介護保険の担当課とも情報共有しながら調査・研究していきます。

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>22ページの4 防災、防犯等の推進(1)4 防災、防犯対策の推進の「今後の取組」で13.避難所について、「避難所や福祉避難所* において、障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮* を得ることができる取組を進めます。」と記載してありますが、具体的なマニュアルのようなものは、あるのでしょうか。</p> <p>鳥取県の情報コミュニケーション条例「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例第22条」のような原則としての具体的な取決を周南市障害者計画(第5期)にも、記載できないものでしょうか。</p> <p>(避難所での生活)</p> <p>第22条 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。</p> <p>(2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、掲示板への掲示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。</p> <p>(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。</p>	<p>・本計画において、具体的な取組については定めておりませんが、防災担当課や福祉避難所担当課で作成する各種マニュアルなどにおいて対応の整理をしております。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
20	22	<p>第4章-4-(1) 「意思疎通支援の充実」</p>	<p>(4) 知的障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。</p> <p>(5) 精神障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。</p> <p>(6) 発達障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。</p> <p>(7) 人工透析が必要な障がい者に対しては、障がいに応じた適切な食事を提供できるよう配慮すること。</p> <p>2 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。</p>	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
21	24	<p>第4章-5-(1) 「選挙等における配慮等」</p>	<p>5 行政等における配慮の充実 (1) 選挙等における配慮等 24ページの今後の取組 ○ 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。 14. 「代理投票の適切な実施等の取組を促進」は、具体的には、どのようなことをされるのですか。 15. 外に出ることが大変な障がいのある方・在宅の病人・高齢の方などのために、選挙管理委員会職員の訪問による不在者投票やインターネット投票等が柔軟にできるよう制度改正を、県を通じて国に提言できないでしょうか。</p>	<p>・貴重なご意見として承ります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
22	25	<p style="text-align: center;">第4章－5－(2)</p> <p style="text-align: center;">「行政機関等における配慮、障害者理解の促進等」</p>	<p>(2)行政機関等における配慮、障害者理解の促進等 25ページの現状・課題</p> <p>■ 新規採用職員は、障害者福祉施設での体験研修を実施しています。</p> <p>16.体験実習とは、どのようなことを、どのくらいの期間行なわれるのでしょうか。体験研修によって、障がいのある方の体調等が不安定になるようなことはないのでしょうか。</p> <p>今後の取組</p> <p>○ 市の職員に対して障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。</p>	<p>・現時点では新型コロナウイルス感染症の影響で行うことができていませんが、障害者施設での体験研修を1日程度実施しております。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
23	25	<p style="text-align: center;">第4章－5－(2)</p> <p>「行政機関等における配慮、障害者理解の促進等」</p>	<p>17.山口県の様式だから周南市に言ってもしょうがないのかもしれませんが、自立支援医療申請書への記入はわかりにくいと私は感じています。</p> <p>窓口の方は、毎日のことなので、わかりにくさを感じられないのでしょうか。申請書への記入の仕方も丁寧に指導いただく方もあれば、みているだけの方もいる。</p> <p>親としては、私どもが死んだ後は、本人が手続きをしなければならぬので、窓口へ本人を同伴させ、取りあえず、本人に記載させてみますが、みている方の場合は、私どもで書き方を指示することとなります。</p> <p>障がいにも、いろいろなタイプがありますので「障害者に関する理解を促進するため必要な研修」や「障害者への配慮の徹底」とは、どのようなことをされ、なにを目指されているのでしょうか。</p> <p>18.県関係の申請書で、当事者が一人で書けるような・わかりやすい申請書の様式となるように様式の点検と改正を県に要請できないでしょうか。</p> <p>○ 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行います。</p> <p>19.「多様な障害の特性に応じた配慮」を行うには、①で提案したように「情報コミュニケーション条例」を制定し、その中で「多様な障害の特性に応じた配慮」を明確にする、最低でも「多様な障害の特性に応じた配慮マニュアル」の作成は必須と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>20.「ふれあい山口」2月号表紙に防府市役所窓口で</p>	<p>・貴重なご意見として承ります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>の「リアルタイム音声表示システム」が使われている写真が載っていました。DXの時代になったと感じました。山口県デジタル政策課に電話し「県補助事業か。」確認したところ「県補助事業でない。国の補助はある。防府市と阿武町が国の補助で導入された。」とのことでした。業者が機器を試用させてくれるなら、実際に使用してみて、窓口職員や利用した市民の意見を聴き、導入を検討されては、いかがでしょうか。なお、この機器は、多言語の翻訳もできるとのこと。利用価値は、あると思います。</p>	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
24	26	<p style="text-align: center;">第4章－6－(1)</p> <p>「精神保健・医療の適切な提供等」</p>	<p>26ページの6 保健・医療の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院*の解消を進めます。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。あわせて、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進めます。</p> <p>②「精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行います。」とは、具体的には、どうなるのですか。</p> <p>②「入院中の精神障害者の早期退院」とありますが、「リカバリー」な状態になっていることを確認してからの退院ではないのでしょうか。</p> <p>②「社会的入院」となっているのは、退院後の行き先がないから「社会的入院」となっている場合があるのではないですか。最近ホームレス支援の理念となっている「ファウジングファースト(住む場所を失った人々に対して、安定した住まいの提供を最優先に行うべきである)」に基づいて「安心できる住まい」を提供することが第一と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>③当面の「安心できる住まい」としては、グループホームが考えられますが、⑦で記載したようにグループ</p>	<p>・住まいの確保を進めるうえで、グループホームの整備を促進しています。社会的入院の全てを解消するまでの整備は困難ですが、できる限り努めてまいります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			ホームの数は足りていないようです。このような状況下で社会的入院をどう解消されるのでしょうか。	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
25	29	<p>第4章-7-(1) 「意思決定支援の推進」</p>	<p>29ページ 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1)意思決定支援の推進 現状・課題 ■ 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度*の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行いました。 ④ ①に記載していますが、周南市では、後見人報酬の助成制度はあるものの、家庭裁判所への審判申立費用助成制度はないようです。 「家庭裁判所への審判申立費用助成制度」がないのであれば、「成年後見制度*の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行いました。」といえるのでしょうか。 今後の取組 ○ 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービス*を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われるよう努めます。 ⑤ 以前、ご指導をいただいていた専門家から自己決定の難しい子が自己決定できるようにするためには、子どもの頃から、例えば「晩ご飯は、カレーにするか、餃子にするか。」などと言ったことを子どもに決めさせていくといった自己決定の訓練を積み重ねる必要があると聞いたことがあります。自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が障害福祉サービス*を適切に利用することと本人の自己決定</p>	<p>・現在定められている制度を活用することで、成年後見制度の利用促進を進めることができたと考えておりますので、原案のとおりといたします。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>を尊重することは、別のことと私は考えています。自分の環境の把握や自己決定が難しい障がい者には、家族や支援機関等が、よりベターな支援を選択し、本人に説明して了承していただくかざるを得ないと考えますが、いかがでしょうか。いくら「本人の自己決定の尊重」と言っても、誤った決定であれば、説明して修正する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>○ 知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度*の適正な利用を促進するため、引き続き必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。</p> <p>②⑥「後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。」とは市が「市民後見人を育成し、市民後見人の活動をしていただく。」と考えてよいのでしょうか。</p> <p>②⑦私の周りで、過去に成年後見制度を使っていた方は一人、現在使っている人も一人いますが、どちらも家族後見人で対応されました。家族後見人の養成は、家庭裁判所が行なわれるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、市が市民後見人を育成することは考えておりません。 ・家族後見人の育成について、市では行っておりませんので、詳細は把握しておりません。

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
26	29	<p style="text-align: center;">第4章-7-(3)</p> <p>「地域移行支援、在宅サービス等の充実」</p>	<p>周南市で成人した知的障害の子供を育てる親です。周南市には障害者GHが少ないと感じています。市内の就労継続B型に通っているので、通所施設を変更せずに親元から離れた生活をスタートさせたいと思っています。</p> <p>親亡き後をお任せできるようなGHが絶対に必要です。</p> <p>知的障害があっても、親から自立したいという基本的な精神面での成長はします。</p> <p>通っている就労施設に通いながら、土日などを実家で過ごせるような距離で自立生活をスタートできる環境が必要です。障害者GHを運営するのは民間なので、市の施策では難しいのかも知れませんが、障害者は生きていくのに、行政の福祉の力は不可欠です。周南市の行政が、障害者GHの必要性を強く感じてくださいることがとても大切だと感じます。</p> <p>障害者GHを検討する年齢の我が家のこども以外にも、8050問題のように、80代の親御さんが、50代の障害のあるこどもさんをお世話しながら暮らしているご家庭、まだ学齢期で将来の自立は先の話と感じているご家庭にも、将来を不安に感じないで安心して暮らすために必要なサービスです。</p> <p>民間の福祉業者に障害者GHの開設を促して、周南市独自の助成金などを打ち出し、障害があっても暮らしやすい周南市にしてください。現状では知的障害者は、親亡きあとは周南市から出ていくしかありません。他の市に行って当たり前の現状を変えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、障害者グループホームについては、利用希望者に対して定員が不足する状態が続いています。</p> <p>第4章-7-(3)「地域移行支援、在宅サービス等の充実」の項において、今後の取組として「障害者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備に努め、施設入所者の地域生活(グループホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む。)等)への移行を推進」することを記載しており、障害者グループホームの整備について、今後も事業者に働きかけるとともに、必要な支援を実施してまいります。</p> <p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
27	30	<p style="text-align: center;">第4章-7-(3)</p> <p>「地域移行支援、在宅サービス等の充 実」</p>	<p>30ページ (3)地域移行支援、在宅サービス等の充 実 現状・課題 ■ グループホーム*の開設を計画する者に、開設に 向けて事業所指定に係る手続き等の情報を提供し、 地域生活を支えるグループホームの整備を推進して います。 ⑳ ㉑でも記載しましたが、グループホーム入所者の 4割が市外のグループホームに入所している現状で は「グループホーム*の開設を計画する者に、開設 に向けて事業所指定に係る手続き等の情報を提供す る」という姿勢ではなく、全国の社会福祉法人等に、 周南市でのグループホームの設立をお願いするとい う姿勢であるべきと私は考えています。「グループ ホーム*の開設を計画する者に、開設に向けて事業 所指定に係る手続き等の情報を提供する。」という姿 勢は、上から目線のように感じますが、いかがでしょ うか。</p>	<p>・ご指摘のとおりです。ご意見を踏まえ、第4章-7-(3)の 「グループホームの開設を計画する者へ」を「グループ ホームの開設を計画する事業者等へ」に修正しました。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
28	31	<p style="text-align: center;">第4章-7-(3)</p> <p>「地域移行支援、在宅サービス等の充 実」</p>	<p>31ページ 今後の取組 ○ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練*及び生活訓練*)を、引き続き提供します。 ⑳生活訓練の施設は、周南市内にはなく、下松市にはあると聴いています。周南市に住んでいる方で、生活訓練が必要な場合、下松市の施設等での支給決定がされれば、訓練を受けることができますが、周南市に施設がないというのは、いかがなものでしょうか。 ○ 地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設*について、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図ります。また、障害者の地域における居住の場の一つとして、グループホーム*の整備に努め、施設入所者の地域生活(グループホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む。)等)への移行を推進します。 ㉑施設入所者の地域生活(グループホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む。)等)への移行で、グループホームに入所しようとすると、周南市にはグループホームが少ないので、周南市内のグループホームに入所できず、他市のグループホームに入所</p>	<p>・ご意見を踏まえ、第4章-7-(3)「今後の取組」のなかで、地域生活支援拠点等の機能の説明に「親亡き後」の生活を支援する旨について記載しました。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>することとなります。これで、身近な地域での「地域移行」が完結となるのでしょうか。</p> <p>○ 障害の重度化・高齢化にも対応するため、相談支援、体験の機会等の場の提供、緊急時の受け入れ等を行う機能を強化するなど、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。</p> <p>⑬地域生活拠点等は、障がいのある方の「親亡き後の」生活を支援する機能を持っている旨の記載をしていただくことは、できないのでしょうか</p>	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>31ページ(4)障害のあるこどもに対する支援の充実 現状・課題</p> <p>■ 障害児やその家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援*や放課後等デイサービス*、保育所等訪問支援*事業などの支援を実施しています。</p> <p>■ 言葉や発達に課題のあるこどもや保護者には、幼児ことばの教室*において支援を行っています。</p> <p>③障がいのあるお子さんにとって、適切な支援となっているかの検証をする必要はないでしょうか。</p> <p>■ 発達の遅れ等の特性を有する発達障害*または発達障害の疑いのあるこどもの療育は、できる限り早期に開始することが望ましく、幼児健診や相談支援の強化を図り、早期発見・早期支援を行う必要があります。</p> <p>③障がいの早期発見・早期支援は必要ですが、その診断や支援が適正であるかの検証をする必要はないでしょうか。</p> <p>今後の取組</p> <p>○ 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。</p> <p>③4「障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリ</p>	<p>・ご意見を踏まえ、第4章-7-(4)「今後の取組」の「一貫した指導」を「適正な指導」に改めました。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
29	31	<p style="text-align: center;">第4章－7－(4)</p> <p style="text-align: center;">「障害のある子どもに対する支援の充実」</p>	<p>ング等の支援を行います。」では、ありませんか。 「学校卒業後」を「学校卒業」に変える。理由：学校卒業前に卒業後の移行支援について、障害者施設への移行なら本人・家族・学校・就労施設・相談支援事業所等との協議、企業への移行なら本人・家族・学校・企業等との協議となり、基本的に、支援は、学校から就労施設・相談支援事業所・企業等に移るため。 「一貫した」を取る。理由：「一貫したとは、ひとつの考え方や方法を最初から最後まで変えずに貫き通すことのように。」障がいの特性に応じた支援は時間とともに変わることがあり一貫ということに言うことにはならないと思われる。 障がいの特性に応じた支援は時間とともに変わる例として、聾学校での手話の復活がある。山口県では、聾学校で手話が正式に復活したのは、平成15年と記憶している。極端に言うと、平成14年まで山口県の聾学校では、口話法が進められており、昭和の時代は、聾学校で手話のような動きをすると、たたかれたり・廊下に立たされたりしたと聴いた記憶がある。平成元年に生まれたろう児で、聾学校に通学していた方は、中等部では聾学校で手話が使えず、高等部では聾学校で手話ができるようになった。この方のばあい、口話法は「乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援」とならなかった。「効果的な支援」は、時代とともに変わることがある例として記載させていただきました。 ○ 可能な限り成人に至るまで一貫した指導ができるよう個別の教育支援計画*を作成・活用し、また、障</p>	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
			<p>書のあることも一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために個別の指導計画*を作成・活用していきます。</p> <p>㊦「可能な限り成人に至るまで一貫した指導ができるよう」という言葉に引っかかった。</p> <p>特別支援学校に電話すると、「今の成人年齢は18歳です。」とお話で、高等部卒業までの支援となることを理解した。㊦で記載したように障がいの特性に応じた支援は時間とともに変わることがあり一貫ということに言うことにはならないと思われる。</p> <p>㊧また、「個別の教育支援計画*を作成・活用し、また、障害のあることも一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるために個別の指導計画*を作成・活用していきます。」という手法は、私の記憶では、特別支援教育が正式となった平成18年から使われている手法であり、あえて「今後の取組」に記載する必要はないと思われる。㊦と㊧から「○可能な限り成人に至るまで～個別の指導計画*を作成・活用していきます。」の文章は削除された方が良いと考えます。</p>	

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
30	35	<p style="text-align: center;">第4章-8-(1)</p> <p>「インクルーシブ教育システムの推進」</p>	<p>35ページ 8 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システム*の推進 ㊦10年位前にダウン症の書家・金澤翔子さんの母・金澤泰子さんの講演を聴いたことがありました。当初、翔子さんは、地元の小学校に進学し、母親は、地元の小学校の普通学級での在籍を強く希望されていましたが、小学校4年時、特別支援学校に転校させられ、母子ともに、しばらく精神的に不安定になられたとの話がありました。インクルーシブ教育が推進されている現在、本人と保護者が、普通学級での在籍を希望すれば、特別支援学校に転校させられることはない、と理解していますが、この考えで、よろしいでしょうか。</p>	<p>・インクルーシブ教育は、障害がある子どもにとっても、ない子どもにとっても魅力ある教育理念ですが、基本的な環境整備(点字ブロックや段差解消など)が整っていない場合や、合理的配慮の提供を行うための人員が不足している場合など、現時点では対応困難なケースもあると思われます。しかし、障害のある幼児児童生徒に提供される学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムの整備を進めているところです。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
31	39	<p>第4章－9－(2) 「経済的自立の支援」</p>	<p>39ページ (2)経済的自立の支援 今後の取組 ○ 受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組んでいきます。 ⑳10年位前に障害年金の申請を専門とする社会保険労務士さんを知った。その方は、障害年金の申請のできる社会保険労務士を増やそうと研修会を行なっているが、申請のできる社会保険労務士は増えないとのことだった。障害年金の申請のできる社会保険労務士は専門職のようです。その社会保険労務士さんに、今回、電話してみると「障害年金上の障がいと一般の人の思われる障がいは少し感覚が違う。ガンやアルコール依存症でも、障害年金の対象となる場合がある。専門家は足りない。」とのお話でした。「制度の周知」については、混乱の起こらないように取り組まれますようお願いいたします。 ㉑障害年金の申請について、障害者支援課に電話すると、保険年金課で、とのことで転送された。保険年金課に聴くと、申請の仕方や添付書類の説明をして、受け付けている。社会保険労務士からの申請は受け付けた記憶はないとのこと。社会保険事務所にも聴くと同様の返答でした。「制度の周知」を行なうと、ガンやアルコール依存症等の込み入った障害年金の申請の相談があった際、障害年金の申請を専門とする社会保険労務士さんにどうつなげるかの問題が起こるのではないかと考えています。この社会保険労務士さんは、インターネットに広告を出していないとことで、どうされているのか聴くと、病院や弁護士からの依頼でやっているとの話でした。込み入った障害年金の相談があった場合、障害年金の申請を専門とする社会保険労務士さんにどうつなげるかについて、ご検討いただく必要があるのでは、ないでしょうか。</p>	<p>・制度の周知については、市広報や市ホームページ等を活用し努めてまいります。 ・「障害年金の申請を専門とする社会保険労務士さんにどうつなげるかについては、本計画には記載していませんが、貴重なご意見として承ります。</p>

No.	頁	項目	原文または要旨	市の考え方
32		「計画(素案)」内容以外	<p>計画(素案)名、本文中で「障害」「障害者」の記述ありますが、現在、「害＝省くべきもの」と言った受け止め方等から「障害者」「障がい者」と言った記述の使用が広まっております。市行政として「障害者」の記述についてどう御考えか、当「計画(素案)」に明示、あるいは別途表明されます様宜しく御願ひ致します。</p> <p>目次に「＊を付した語句には巻末にその説明を掲げています。」と付記した上での、巻末の「資料 語句の説明(五十音順)」は有難いです。説明掲載語句の再精査を宜しく御願ひ致します。</p> <p>パブリック・コメント/意見募集の際は、今回の様な「語句の説明」の掲載を必須とされます様御願ひ致します。</p> <p>「計画の策定経過」の資料掲載は有難いです。パブリック・コメント/意見募集の際は、今回の様な「計画の策定経過」の掲載を必須とされます様御願ひ致します。</p>	<p>・「障害」「障害者」の表記については、ご意見のとおり様々な議論が行われています。ご意見を踏まえ、第2章「障害者の現状」の文末に、本計画における表記の理由と、市行政としての考え方について追記しました。</p>
33		「計画(素案)」内容以外	<p>「計画(素案)」内年号記述が一部元号のみの箇所があり、年代把握が困難となっております。年代表記を全て西暦表記(最低でも西暦元号併記)に御変更宜しく御願ひ致します。</p> <p>当該変更不可の場合その具体的理由をパブリックコメント回答の他「計画(素案)」に御明示宜しく御願ひ致します。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、計画中の年代表記について、和暦と西暦を併記しました。</p>